

山陰・夢みなと博覧会記念基金助成金交付要綱取扱基準

- 1 要綱第2条にいう「助成対象者」に県及び市町村は含まない。
- 2 要綱第3条にいう助成の対象となる渡航を伴う「国際交流活動」は、次に掲げる要件のいずれかに適合しなければならない。ただし、交流内容が具体的な商談等の商行為と一般に解される場合及び現地の状況視察のみを行う場合等、利益追求を目的とする活動は、助成対象としない。
 - ①国外のカウンターパート団体との交流事業
 - ②前号の活動を進めていくためのきっかけづくりとなる取り組みで、かつビジョンが明確な事業
- (2) 前項の他、次に掲げる項目を考慮することが望ましい。
 - ①国際交流及び協力の定着に向けた対策が考えられていること
 - ②青少年を主たる対象とする事業は、異文化理解や国際化への意識啓発をその目的とし事業内容に反映していること
 - ③単に発表や展示、鑑賞や視察だけでなく、意見交換や交流試合など双方向的な交流の実態があり、かつ参加者の能動的な関わりがあること
- 3 国際交流・協力事業の一環として映画やコンサートなどを行う場合に、概ね千円を超える金額の入場料等を徴する場合には、要綱第3条第3号に規定する「営利を目的とする事業」に当たるとみなし、助成対象としない。
- 4 要綱第4条第1項に規定する「別に定める事業費」は、別表のとおりとする。
- 5 要綱第8条により助成事業を決定するにあたって、意見を聴くために山陰・夢みなと博覧会記念基金事業促進委員会を開催する際には、概ね、委員の5割以上の出席をもって開催するものとする。
- 6 この取扱基準は平成24年4月1日以後の実施に係る事業について適用する。
- 7 なお、2(6)の規定にかかわらず、平成26年4月1日より平成27年3月31日までに実施する助成事業については、当該要件を適用しないこととする。
- 8 この取扱基準は、平成27年4月1日以後の実施に係る事業について適用する。
- 9 この取扱基準は、平成28年4月1日以後の実施に係る事業について適用する。
- 10 この取扱基準は、平成31年1月7日付けで適用する。
- 11 この取扱基準は、令和7年4月1日以後の実施に係る事業について適用する。

別 表（要綱第4条関係）

費 目	助 成 の 範 囲 等
交通費	<p>(1) 派遣事業</p> <p>○ 日本国内出発地の空港または港から派遣国事業実施地の最寄りの空港または港までの海外渡航費。なお、運賃はいわゆるエコノミー運賃相当の範囲とし、空港（港湾）使用料、航空特別保険料、国際観光旅客税（出国税）等包括的に運賃と認められるものも含む。</p> <p>○ 日本国内の移動に係る交通費の実費（その移動の必要性、交通手段、経路等を明らかにしたうえで、妥当な範囲で対象経費とする。）</p> <p>※ ビザ取得手数料、旅行業務取扱手数料、企画料金、海外旅行傷害保険料等は対象外とする。</p> <p>※ 事前準備・下見等に係る旅費は対象外とする。</p> <p>(2) 受入事業</p> <p>○ 事業実施地への県内移動に係る経費</p> <p>○ 県外から講師等を招へいする場合は、招へい者の居住地から（海外から招へいする場合は国内到着地の空港から）鳥取県内までの移動に係る往復交通費の実費で、原則として公共交通機関を利用した場合の運賃を合理的に算定した額を基準とする。（移動に自家用車、借上車輛等を利用した場合にガソリン代や高速道路利用料金が発生する場合は、その必要性や経路を明らかにしたうえで、妥当な範囲で対象経費とする。ガソリン代については走行距離1kmにつき25円を乗じた額か申請額の何れか低い額を適用する。）</p>
滞 在 費 (宿泊料)	<p>受入事業のみ</p> <p>○鳥取県内の宿泊に限って、1名あたり1泊8,200円を上限とする実費に、交流事業に係る日数(原則として1事業あたり5日を上限とする)を乗じた額を対象とする。</p> <p>※ 事前準備・下見等に係る滞在費は対象外とする。</p> <p>○なお、カウンターパート団体に係る宿泊を原則対象とし、受入団体員の宿泊については、事業遂行上、必要若しくはやむを得ない場合に限って認定する。</p> <p>○ ホームステイの場合は、1家庭あたり1泊3千円/人を上限額とするホームステイ家庭への謝金。ただし、1事業あたりの全日程を通じた上限額は1家庭につき1万円/人とする。</p> <p>※ 申請団体内部での謝礼は対象外とする。</p>
交 流 経 費	<p>以下に限って対象経費とする。</p> <p>(1) 会場費（受入事業のみ）</p> <p>交流事業に直接使用する当日会場使用料。1事業につき上限10万円とする。</p> <p>(2) 謝金</p> <p>講師等への謝礼、通訳・翻訳謝礼など1事業につき10万円かつ1日あたり1万円/人を上限とする。</p> <p>※ 申請団体内部での謝礼は対象外とする。</p>
パスポート取得費	<p>派遣事業のみ</p> <p>○事業に参加する派遣者のうち、事業に際し新規にパスポートを取得する者に限り、1人あたり6千円を助成額に上乘せする。</p>

注1 助成の対象となるのは、県内に拠点を置く申請団体の構成員、県内に居住されている方又は県内の事業所・学校等に在籍されている方です。

注2 広報物等には「公益財団法人鳥取県国際交流財団 山陰・夢みなと博覧会記念基金助成事業（申請予定）」と明

記すること。

注3 申請団体の構成員が経営する会社に支出する際は、他の業者から相見積もりを採るなど、公平性、透明性を図ること。

注4 助成金の受入にあたっては、団体の公正な経理が担保できるよう個人口座ではなく、団体が開設する口座を指定すること。